

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月17日

岩手県人事委員会

委員長 及川卓美

岩手県人事委員会規則第3号

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額に関する規則（昭和35年岩手県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

改正前							改正後						
別表第1（第2条関係）							別表第1（第2条関係）						
組 織		区 分					組 織		区 分				
		1 種	2 種	3 種	4 種	5 種			6 種	1 種	2 種	3 種	4 種
[略]							[略]						
警 察	本 部 等	[略]			[略]	[略]	警 察	本 部 等	[略]			[略]	[略]
					<u>人材育成調査官</u>				<u>人財育成調査官</u>				
					[略]							[略]	
					地域調査官							地域調査官	
					<u>通信指令室長</u>								
					少年事件指導官							少年事件指導官	
					[略]							[略]	
					<u>交通事件捜査指導官</u>							<u>交通事故事件捜査統括官</u>	
					[略]							[略]	
[略]							[略]						
[略]							[略]						
[略]							[略]						

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成21年3月30日から施行する。